平成24年度行政評価委員会 議事要旨

会 議 名	葛飾区行政評価委員会 第1回第二分科会
開催日時	平成24年7月3日(火) 午後3時から午後5時
開催場所	葛飾区役所新館 5 階 庁議室
出 席 者	【委員6人】
	足達分科会長、泉委員、金子委員、篠原委員、長谷委員、町田委員
	【区側7人】
	生活衛生課(生活衛生課長、生活衛生課職員)
	道路管理課長(道路管理課長、道路管理課職員)
	事務局(経営管理課長、経営管理課職員2人)

会議概要

1 開会

2 事務事業の概要及びヒアリング

(1)環境衛生普及·啓発

(生活衛生課より「環境衛生普及・啓発」の概要について説明した後、質疑応答)

A委員「成果指標」の「環境衛生講習会参加人数」における「目標」

について、21 年度から「450 人」で変化していないが、何を根

拠に算出したものなのか。

生活衛生課 前年度の実績に基づいて算出している。

A委員 関係施設の数を踏まえると、目標が「450人」では少ないので

はないか。

対象となる母数に対して目標を設定する必要があるのではな

いか。

分科会長 関係施設の数と目標はリンクしていないと考えてよいか。

生活衛生課 そのとおりである。

A委員 営業施設には、環境衛生講習会に参加する義務があるのか。

生活衛生課 義務はない。

A委員 環境衛生を維持することは、営業施設の自主管理で行われて

いるということか。

生活衛生課

そのとおりである。

B委員

営業施設に対して講習会への参加をある程度義務化することによって、「成果指標」の「環境衛生講習会参加人数」に対する「目標」やコストを検討することができるのではないか。

雨水マスへの薬剤散布は区職員が行っているのか。

生活衛生課

民間事業者に委託している。

B委員

区民に対する環境衛生知識の普及・啓発を図るためには、民間事業者に委託するよりも、自治町会など地域の方々に協力を依頼した方が効果は大きいのではないか。

C委員

営業施設に対する講習会と区民に対する講習会の参加人数を 1つの「成果指標」で表しているため、評価しづらい。

A委員

目標に対する実績状況を詳細に分析することで、事務事業内 のダイエットにつながっていくのではないか。

C委員

区は、全営業施設に対してどのくらい講習会を実施していくのか、母数に対する目標を明確化することで、コストの妥当性に係る議論につながっていくと思う。

したがって、実績の詳細がわかるような追加資料が必要と考える。

D委員

啓発事業は個人に対しても行われているのか。

生活衛生課

広報かつしか等で周知している。

D委員

個人に対する講習会は行われているのか。

生活衛生課

ネズミなどに係る区民向けの講習会も行っている。

D委員

現在、スズメバチの問題も深刻になっていると思う。今後は それらに対する対策も検討していただきたい。

生活衛生課

スズメバチに係らず、他の害虫に係る相談等も区民からいた だいている。

現在は、過去に相談件数の多かったネズミに係る講習会を主に実施しているが、近年、ネズミに係る相談件数は減少してきているため、今後は、他の害虫に係る講習会の実施も検討していく予定である。

E委員

以前は、ネズミの駆除に係る活動も区が積極的に行っていたように思う。近所でもドブネズミなどに係る苦情が未だに出ているため、具体的な対策を検討していただきたい。

生活衛生課

ネズミに係る相談件数は減少しているが、毎年 200~300 件の相談を受けている状況にあるため、今後もネズミに係る講習会は継続して実施していく予定である。

A委員

「活動指標」の「住居衛生に関する相談件数」が、22 年度の「934 件」から 23 年度の「454 件」へと激減しているが、具体的な理由はあるのか。

生活衛生課

特に思い当たるところはない。

A委員

その具体的な理由を分析することで、効果的な対策を講じる ことができると思う。

分科会長

次の分科会までに原因がわかればぜひ教えていただきたい。

「今後の方向性」に「今後はねずみ防除講習会に加え、他の 害虫防除方法の講習会や、その他の区民ニーズに合致する講習 会を実施し…」とあるが、想定している具体的な取組はあるの か。

生活衛生課

他の害虫防除方法の講習会としては、しらみ対策の講習会を検討している。

分科会長 生活衛生課 今後も講習会の実施にあたっては、会場型で行っていくのか。 現在は、主に保健所で実施しているが、状況によっては地区 センターなどでの実施も検討していく。基本的には会場型で行っていく予定である。

C委員

事務事業に係るコストや成果指標から考えると、評価する事務事業の単位をもう少し大きな括りにした方が良いのではないか。

事務局

事務事業の単位は、原則「予算説明書」の細事項単位として おり、予算・決算と行政評価の評価結果が連動するような仕組 みとしている。

評価に適した単位であるか検討が必要なものについては、今 後、所管課と調整しながら検討していきたいと思う。

分科会長

本日欠席のF委員からご意見をいただいているので紹介する。「昭和 50 年度から講座・育成をされているようだが、『事務事業意図』の『衛生的な環境を維持して快適に暮らす』ことが達成されるために、今後も引き続き恒常的に実施されるのか。なぜならば、対象事務事業の理容所、美容所などが今後は自主的に衛生的な環境を維持することの重要性を認識し、自らが積極的に関与することが重要ではないかと思う。つまり、地域環境が衛生的に確保されることで、理容業、美容業などが成り立つため、もう少し自らが自覚を持ち、自立する方向へ導くような区からのサポートが一案ではないかと思う。」

B委員

「事務事業意図」にある「飲用水の確保」も区の仕事の範囲な

のか。

生活衛生課 飲用水に係る基本的な管理は東京都水道局で行っている。

ただ、貯水槽に貯めている飲用水については区の業務範囲となり、そこに対する苦情要望等については区が対応している。

B委員 貯水槽を管理する業者に対し、立会・検査等はできるのか。

生活衛生課 水道法に基づいて、10 トンを超えるタンクを設置している施 設に対しては法律的な網が掛かっており、検査結果は保健所に

提出される(約700施設)。その他の施設(約5,000施設)については、以前は保健所が積極的に立会・指導を行っていたが、

16年頃より、水道局が積極的に関与するようになった。

現在は、水道局と区で連携を図りながら、異常があった施設に対しては、水道局から区へ連絡があり、保健所から再検査等を実施している状況にある。

B委員 水道局と区の間で重複業務は発生していないのか。

生活衛生課 水道局は、行政機関ではなく1つの事業者になる。保健所や

厚生労働省は、水道局を指導する立場にあたるため、すべてを

水道局に任せることは困難である。

生活衛生課 衛生環境を守っていくためには、今後も区が関与せざるを得

ない状況にあると考えている。

B委員 責任を持って仕事をするためには、業務の境界を明確にする

ことも必要である。

C委員 「成果指標」の「環境衛生講習会参加人数」と「活動指標」

の「住居衛生に関する相談件数」の内訳について、追加資料を

提出してほしい。

分科会長要望のあった資料については、提出を依頼したいと思う。

(2) 道路掘削工事指導調整

(道路管理課より「道路掘削工事指導調整」の概要について説明した後、質疑 応答)

B委員 区として責任を負う範囲はどこまでなのか。

道路管理課工事に起因する苦情等の対応は事業者の責任において解決す

ることとなっているが、申請を許可した区にも一定の責任があ

ると考えている。

分科会長「沿道掘削工事」について「本区では法に基づいた条例は制

定していない。」とあるが、過去の行政評価委員会において当該 事務事業を評価した際、区で条例を制定する必要性について答 申した記憶があるが、現在の状況を教えていただきたい。

道路管理課

23 区中 16 区で条例を制定している状況にある。本区においても、指導調整できる環境を整備するため、条例等の制定について今年度から検討を始めたところである。

A委員

「成果指標」の「道路掘削工事等に起因する苦情・要望件数」 について、苦情と要望は分けて把握する必要があるのではない か。

また、事務事業に係る主なコストは人件費であり、「成果指標」や「コスト内訳」、「今後の方向性」の検討にあたっては、業務の効率化という視点が重要ではないか。

よって、業務内容の詳細について教えていただきたい。

道路管理課

まず、実態を踏まえると、苦情と要望を分けて把握すること は難しいと考えている。

次に、業務内容については、職員1人あたり年間約1,800時間、業務に従事していると考えた場合に、業務量「4.6人」で年間約3,000件の申請件数を処理しているとすると、申請件数1件あたり3時間程度費やしていることとなる。

A委員

前年度と前々年度で業務内容は変わらないのか。

道路管理課

業務内容はほとんど変わらない。

業務内容の詳細については、申請書受付には約20分、工事の前後の立会にはそれぞれ平均で約70分(移動も含め)、しゅん功検査には約40分費やしていることとなる。

分科会長

今後の評価の参考とするため、今説明していただいた内容について、追加資料を提出していただきたい。

B委員

「成果指標」の「道路掘削工事等に起因する苦情要望件数」は、「目標」ではなく「予定」ではないか。

また、業務量の配分を資料で示す際は%(パーセント)で算出すると削減率等について効果が把握しやすくなると思う。

A委員

先の説明を踏まえても、「今後の方向性」については、業務の 効率化の視点から検討する必要があると思う。

C委員

「活動指標」の「道路掘削工事等の申請件数」約 3,000 件を 業務量「4.6人」で割ると、職員1人あたり年間約 500 件を処理 していることとなる。1人あたりの処理件数が多いように感じ るが、人員は不足していないのか。 道路管理課

オーバーワークになっているとの認識はない。工事の立会等 については、数件まとめて確認するなど業務の効率化を図って いる。

分科会長

本日欠席のF委員からもご意見をいただいているので紹介する。

「無断工事・不正工事の是正措置、指導に関しては、理解は出来た。しかしながら、道路工事に起因する、苦情や、要望件数をゼロにするとの記載があった。これについては、区民のひとりとして、『今後の方向性』の『安全で快適な道路の利用』に関して、もう少し周知していただきたい。時期的な問題もあるが(年末、年度末)、なぜ、この道路工事が必要か、そして、車で移動して、当たり前のように通行止め、迂回させられるケースが多いため、工事の目的、理由を明確に明示してほしい。」

道路管理課

年末年始の工事は緊急の場合以外は原則禁止しているが、今 後も区民に対する周知方法等について検討していきたいと思う。

分科会長

「コスト内訳」について、申請件数が減少しているのに、業務量が22年度「4.4人」から23年度「4.6人」に変化した理由を伺いたい。

道路管理課

また、申請書は、すべて紙ベースで申請・管理しているのか。 業務量について、23 年度は申請件数が多くなると見込んで職員を配置していたが、東日本大震災の影響により、結果として申請件数が減少したということである。

大規模工事については電子申請を行っている。国・都・特別 区・企業者は一般財団法人道路管理センターの会員となってお り、大規模工事を行う場合の工事の申請や完了は、一般財団法 人道路管理センターのシステムを利用している。

C委員

「今後の方向性」の「道路工事申請者に対する啓発を工夫しながら今後とも継続して指導を行う。」とは具体的にはどのようなことを想定しているのか。

道路管理課

年2回開催される道路調整会議において、特に苦情・要望が 集中する企業者等に対する指導の強化などを検討している。

C委員

事務事業内容から考えると、業務の効率化を図るための取組 を検討する必要があるのではないかと思う。

A委員

工事箇所のパトロールは行っているのか。

道路管理課

区は実施していないが、工事を発注している企業者は行っていると聞いている。

A委員 企業者側で苦情等を解決しているケースも多いのかもしれな

正未有側で占用等を解伏しているケーへも多いのかもしれない。

分科会長 道路管理課 都道・国道に対する苦情・要望等は区とは別の管理なのか。 そのとおりである。

B委員

コストの削減を図るには、今までと違う方法を検討する必要がある。

申請書に係る業務における何か1つの業務形態等を変えるだけで、全体的なコスト削減につながる場合もあると思う。

C委員

当該事務事業に係る検討課題は3つあると考える。

まず、区民に対する工事情報の周知について、次に、工事事業者に対する評価や指導方法について、最後に、効率的な執行体制について、検討する必要があると思う。

3 その他

4 閉会